

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会（第23回）

日時 平成30年5月18日（金）16：00～17：19

場所 経済産業省本館17階 国際会議室

出席者

<委員>

横山座長、秋元委員、大橋委員、大山委員、小宮山委員、曾我委員、武田委員、廣瀬委員、又吉委員、松村委員

<オブザーバー>

菅野 等 電源開発株式会社 常務執行役員

國松 亮一 一般社団法人日本卸電力取引所 企画業務部長

阪本 敏康 イーレックス株式会社 執行役員・経営企画部長

佐藤 悦緒 電力広域的運営推進機関 理事

新川 達也 電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長

竹廣 尚之 株式会社エネット 経営企画部長

棚澤 聡 東京ガス株式会社 執行役員 電力事業部長

内藤 直樹 関西電力株式会社 執行役員・総合エネルギー企画室長

鍋田 和宏 中部電力株式会社 執行役員 コーポレート本部 部長

柳生田 稔 昭和シェル石油株式会社 電力事業部門担当執行役員

（代理：波多野昭和シェル石油株式会社電力需給部需給課長）

山田 利之 東北電力株式会社 送配電カンパニー 電力システム部技術担当部長

議題：

- （1）容量市場について
- （2）中間とりまとめについて

<連絡先>

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課

TEL：03-3501-1511（内線4761）

FAX：03-3501-3675

〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1

○鍋島電力供給室長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会第23回制度検討作業部会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところをご出席いただき、ありがとうございます。

本日、安藤委員はご欠席とのご連絡をいただいております。

また、柳生田オブザーバーの代理として波多野敦様にご出席いただいております。

大橋委員からは、17時20分をめぐりに退席されるとの連絡をいただいております。

それでは、早速ですが議事に入りたいと思いますので、以降の議事進行は横山座長にお願いいたします。

○横山座長

本日はご多忙のところをご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、容量市場の中でもバイオマス混焼の扱い、そして中間とりまとめ、これについてご審議をいただきたいというふうに思います。

それでは、早速資料3の「容量市場について」のご説明を事務局からお願いいたします。

○鍋島電力供給室長

それでは、資料3をご覧くださいければと思います。

容量市場につきまして、本日はFITの適用を受けているバイオマス混焼設備の取り扱いにつきましてご議論いただければと思います。

資料の3ページ目をご覧くださいければと思います。

FITの適用を受けているバイオマス混焼設備の扱いでございますが、中間論点整理におきまして、FIT制度上は設備全体がFIT電源としての認定対象とされており、当該設備の全体について他の制度からの支払いは行われないことを前提に調達価格や調達期間が算定されているというバイオマス混焼設備につきまして論点を整理し、容量市場との関係について引き続き検討することが求められるとじていたところでございます。

次のページ、4ページ目をご覧ください。

まず現在の状況の整理でございますけれども、現行のFIT制度におきましてはバイオマス発電設備に適用される調達価格は、出力2万キロワットのバイオマス専焼設備を前提として算定されております。

石炭混焼設備につきましてはコストデータが十分に揃っていないという理由から、キロワットアワー当たりの資本費・運転維持費・バイオマス燃料費が専焼設備と同等であると仮定して、同じ価格区分を適用しているところでございます。

調達価格算定委員会におきまして、バイオマス発電部分については混焼割合にかかわらず同一のコスト構造になるとされているが、一方で、石炭混焼設備はバイオマス専焼の場合と比べて低コストで事業を実施できているのではないかと指摘が出ていると承知しております。

コストデータが十分にそろっていないことから、今後実施される入札の結果も見ながら検証していくという議論が今行われていると承知しているところでございます。

次の5ページは、この調達価格算定委員会における検討状況についての資料となります。

続く6ページ目でございます。

今後の取り扱いでございますけれども、調達価格算定委員会におきまして、先ほど申し上げたとおり、石炭混焼については結論を得られる状況にはないという状況になっております。

この検証を経ない限りにおいては、当作業部会におきましてもバイオマス専焼設備をもとにした価格区分が適用されるFITと容量市場の併用を認めることはできないのではないかと考えております。

したがって、今後、調達価格算定委員会におきまして、石炭混焼の取り扱いについて具体的な検討を行っていくということになるとしましたら、その際に容量市場との併用の可能性も含めまして検討を行っていただきたいと。これは本作業部会から調達価格等算定委員会に要請することとしてはどうかと考えております。

この論点につきましては、以上となります。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に関しまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いをしたいと思いますふうに思います。

いつものように名札を立てていただければご指名いたしますので、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

曾我委員、お願いいたします。

○曾我委員

現行のFIT制度との整合性等諸々の整理が必要という点は理解をしております。その上で諸データの検証が必要ということですが、データがそろったときにどのような枠組みで整理をしているのかという点については、恐らくデータがそろう前にでも、ご検討いただくことは可能なのではないかと思います。2020年にはオークションが開始されるということで、早期に見直しを立てていただくことが投資の予見可能性確保等の観点からは必要と考えておりますので、どのようなご整理の方針でやっていくのか等、早目にご検討いただく必要があろうかと思います。

一応その点だけ念のためということで。

○横山座長

それでは、事務局のほうから。

いいですか。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、大橋委員をお願いします。

○大橋委員

ありがとうございます。

調達価格等算定委員会で基本的にF I Tの扱いについて決めてもらわなければならないということですが、バイオマスの特に混焼の事業の予見性という観点を考えてみたときに、やはりこれは早急に検討してもらう必要があるのではないかと。

容量市場で二重にお金を出すようなことをこちらで事前に決めることはできないということを考えてみると、どのくらいのタイムフレームでご検討いただくのかわからないですが、現状あるコストデータでもいいですし、早急にでも検討していただいたほうが、バイオマスの事業の安定的な事業環境を確保してあげるという意味でも非常に重要な点だと思いますし、それも多分調達等算定委員会のミッションの一つではないかと思っておりますので、そういうふうなことも付して、ぜひ要請していただければというふうに思います。

○横山座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

特にございませんでしょうか。

それでは、鍋島さんのほうから何かありましたら、お願いします。

○鍋島電力供給室長

ご指摘を踏まえまして、担当部局とも相談しながら早急に検討していただけるようお願いしてまいりたいと思います。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、資料の4シリーズ、中間とりまとめ。

4-1が中間とりまとめ（案）、4-2が既存契約見直し指針、そして資料4-3が中間とりまとめ（案）の概要資料ということで、これらにつきまして事務局からご説明をお願いしたいと思います。

○鍋島電力供給室長

それでは、資料の4-1をごらんいただければと思います。4-1でございます。

あけていただきまして、1ページ目でございます。

右上のところに囲みを書いておりまして、黄色、青、赤、赤字見消というふうに書いております。

この資料でございますけれども、基本的には昨年12月に取りまとめております中間論点整理をベースに一部加筆・修正を行っております。

その際に、この黄色の部分につきましては昨年12月の中間論点整理以降、本作業部会で議論した内容を反映しております。

青の部分でございますが、これは昨年12月の時点ではご意見を伺うという観点から、「現時点で〇〇と考えられる」としていた部分につきまして、今回方向性を確定させるという観点から修正している部分でございます。

赤字の下線がついている箇所につきましては、今回1月に行いました意見募集の内容を踏まえまして事務局において反映させた箇所でございますので、今回ご確認いただいてご議論いただければと思っております。

赤字の見え消しの部分につきましては、事務局において技術的な修正の観点から加筆したものでございます。

こういうふうに変更しておりますので、そういう意味でごらんいただければと思います。

資料につきまして、まず3ページ目をごらんいただければと思います。

「はじめに」の箇所を一部直しておりますけれども、真ん中のあたりに「本中間とりまとめは」ということで始まる段落がございます。

読み上げますと、「本中間とりまとめは、これまでの本作業部会における検討結果を確認し、一般に広く意見を求めることで、各市場の骨格設計を固め、今後のさらなる詳細制度設計の作業を進展させることを意図したものである。なお、今後、各市場の詳細制度設計を行う中で、新たな論点が生じた場合には、これまでの検討内容との関係も含め、追加的に検討を行っていく」としております。

「はじめに」の部分については、以上でございます。

続きまして、6ページをごらんいただければと思います。

ベースロード市場に関する記述が6ページ目から始まっております。

最初に、この下の部分に注釈を書いておりますけれども、注釈2というところで、この名称でございますけれども、「「ベースロード市場」と呼称することとした」と書いております。

それから、資料につきまして12ページをごらんいただければと思います。

12ページにおきまして、先ほど申し上げたとおり、青字のところで一部修正しております。

これまで「開催することが考えられる」としていたところを、「開催することとする」というふうに修正しております。

以降、こうした青字での修正箇所が何カ所もございます。

真ん中のところにあります「新電力による売り入札」という箇所は、これは前回、本作業部会でご議論いただいた内容、新電力もこのベースロード市場で売り入札ができるようにするという検討結果をここに反映しております。

資料につきまして、次、32ページまで飛んでいただければと思います。

32ページでございますが、これは前回ご議論いただきましたベースロード市場の監視の論点になります。前回さまざまご議論をいただきました。その内容を反映させておりますけれども、まず32ページの本文の一番下の行に、前回議論になりました個別の小売料金の論点について書いております。

「小売部門の調達価格と個別の小売料金の関係は、監視等委員会において競争促進の観点から検討することとなる」と書いております。これは、前回も事務局資料で注釈のような形で書いておりましたけれども、本文ではっきり書いております。

その上で、前回の議論を注釈30として反映しております。

注釈30が32ページから33ページにかけて続けております。

読み上げますと、「本作業部会の議論において、委員・オブザーバーから、高負荷需要家への個別の小売価格とベースロード市場への供出価格を比較すべきとの指摘があった。こうした指摘に関し、ベースロード市場の供出価格の監視は、旧一般電気事業者の小売部門への卸売価格とのイコールフットィングを図るという観点から、旧一般電気事業者の発電部門（又は発電事業者）によるベースロード市場への供出価格の水準を監視するものであり、旧一般電気事業者の小売価格は、旧一般電気事業者の小売部門への卸売価格を確認する趣旨から確認されるものである」としてあります。

その一方で、なお書き以下ですけれども、「旧一般電気事業者の小売部門の顧客に対する個別の小売価格は、個々の顧客との個別の交渉等に応じて設定されるものであるため、旧一般電気事業者の発電部門が設定した固定費を含む卸売価格と、本来的に、必ずしも一致しないものと考えられるが、その一方で、小売市場における競争の状況等によっては、卸売価格、小売価格の適切さは、両者を一体として見て判断すべき場合もあり得るところ、具体的には、今後、監視等委員会において、検討することとなる。そうした場合、ベースロード市場の供出価格の監視から得ら

れた情報を参照することも考えられる。」、このように記載しております。

この中の、「その一方で、小売市場における競争の状況等によっては、卸売価格、小売価格の適切さは、両者を一体として見て判断すべき場合もあり得る」という点につきましては、前回、武田委員からご指摘いただいた内容を反映させているところでございます。

こうした内容につきまして、具体的には監視等委員会において検討していただくこととなると考えておりますけれども、一方で、これはベースロード市場の論点とも関係しているということでございまして、最後の部分におきまして、「ベースロード市場の供出価格の監視から得られた情報を参照することも考えられる」と記載しているところでございます。

この論点については、こういうふうな記載を行っております。

続きまして、36ページをごらんいただければと思います。

これはベースロード市場の今後の検討の方向性についてということで(3)を書いておりますけれども、「2019年度の市場開設に向け、JEPXにおいて事務の洗い出し等の作業を行っていただく。重要な論点については、本作業部会において検討することとする」としております。

以上がベースロード市場の記述でございます。

37ページをごらんいただければと思います。

まずタイトルですけれども、2. 2で「連系線利用ルールの見直し・間接送電権」としております。

この中間とりまとめにおきましては、昨年7月の第1次中間論点整理の内容も反映しております。このため、このタイトルのところも連系線利用ルール、間接オークションの内容も含む形に修正しております。

37ページの下(2)「連系線利用ルールの見直し」、間接オークションでございますけれども、一番下の行ですが、間接オークションの導入時期につきましては、2018年10月を目指して導入を行うこととすると、直近の状況を反映しております。

続きまして、40ページでございます。

連系線利用ルールの見直しに関しまして、注釈44というものをつけております。

注釈44につきましては意見募集で出てきた意見でございまして、この44の文を読んでもらいますと、連系線利用ルールの取引単位は、従来1キロワットアワーであったのに、JEPXのスポット市場における取引単位は500キロワットアワーになっていると、こういうご意見がありました。

この点につきましては、結論としましては、JEPXにおいて、現在、技術的な観点に留意しつつ、スポット市場の取引単位を一定程度引き下げることを検討中と承知しております。

した記述を追加しております。

続きまして、50ページをごらんいただければと思います。

50ページにおきましては、前回ご議論いただいた「抑制における経過措置と間接送電権の優先順位」についての議論を掲載しております。念のためご紹介いたしました。

続きまして、53ページをごらんいただければと思います。

53ページの中ほどの(6)「間接送電権の今後について」ですけれども、この間接送電権につきましては、JEPXにおいて検討会が立ち上がっておりますので、そちらで検討を進めていくとしております。

また、その次のページにかけて、「検討会でも指摘があった中期的課題については」としておりますけれども、この中期的課題は、現在、この間接送電権が現物取引であるということに伴う各種制約について解消すべきではないかというような指摘があった点でございますけれども、こちらにつきましては、「市場開設後の状況や事業者の利便性等を踏まえながら、継続的に検討会において検討をしていく」としております。

続きまして55ページ、「容量市場」の記載でございます。

まず55ページにおきまして、下の部分において、広域機関が取りまとめた「平成30年度供給計画の取りまとめ」に関する記載を追記しております。

その後、これまでの議論の内容をいろいろ反映しておりますが、70ページをごらんいただければと思います。

70ページでございますけれども、ここで下に注釈92というものを一部追記しております。

これは、容量市場についてデマンドレスポンスも参加できるようにしてほしいという意見があったことを踏まえたものでございまして、この意見の中で、入札最低容量についても十分検討してほしいという意見がございましたので、この点については「今後検討していく」ということを明記したものでございます。

また、次の71ページでございます。

71ページの下の部分で、「発電事業者への支払・ペナルティ精算」に関しまして、「支払いの間隔を短くする等」というところを加筆しております。これは意見募集におきまして、発電事業者への支払いのタイミングにつきまして、なるべく短くするなどの配慮をしてほしいというようなご意見がございましたので、こちらも「今後検討していく」という趣旨で追記を行っております。

次は80ページをごらんいただければと思います。

80ページは、本作業部会でも年明け以降いろいろご議論いただきました小売請求の配分方法に

つきまして検討結果を反映しております。この検討内容が数ページ、反映させたものが続いております。

83ページをごらんいただければと思います。

これも意見募集で出てきたものでございますけれども、この容量市場の費用につきまして、小売電気事業者から需要家へ請求するタイミングについて明確化してほしいという意見がございました。

注釈116を追記しております、小売事業者から需要家への請求は、基本的には「個々の契約に応じて考えることが求められる」としております。

この請求については「当該年度内に行うことが考えられるが」ということも書いておりますが、原則は「契約に応じて考えることが求められる」としております。

続いて、86ページをごらんください。

経過措置の論点について議論の内容を反映しております。

議論の内容、スライドを反映したものが続いておりますけれども、87ページの一番下に、そのときの議論の内容をまとめたものを注記として追加しております。注記の123番でございます。

読み上げますと、この経過措置の議論に関しまして、「委員からは、今回の経過措置の内容は、バランスのとれた案であるという意見があった。また、オブザーバーからは、減額率が高いほうが望ましいものの本措置の導入に賛成するという意見があり、その他のオブザーバーからは、経過措置の内容に対する異論はなかった。なお、老朽化した火力を過度に廃止させないような措置を考える必要があるとの意見があった。オブザーバーからは、事業者としては、赤字の電源を長期にわたって維持していくことは難しいため、電源の休止・廃止に制約をかけるような措置に関しては賛成できないとの意見があった」と、このようにそのときの議論の内容をまとめております。

続きまして、89ページでございます。

市場支配的な事業者への対応の論点でございますが、これはそのときの議論でもございましたけれども、こちらについては「慎重かつ十分な検討を要するため、制度の詳細を固めていく中で対応策を具体化することとする」としております。

それから、95ページ目をあけていただければと思います。

95ページ目におきまして、まず上の「容量市場の情報公開・フォローアップ」という箇所におきまして、これは前回の作業部会でも議論ありましたけれども、既存契約見直しガイドラインの議論の際に、約定結果を公開することが重要であるというご指摘をいただきました。そのご指摘をここに反映しております。

また、注釈の130も追記しております。

その上で、(3)「今後について」ということで容量市場の今後の検討でございますけれども、こちらにつきましては広域機関、監視等委員会において並行的に検討を行うと、重要な論点については必要に応じて本作業部会において検討を行うとしております。

市場支配的な事業者への対応についても、今後検討していくとしております。

以上が容量市場に関する記述になります。

96ページから需給調整市場についての記述が始まります。

101ページをごらんいただければと思います。

まず、中ほどに「需給調整市場創設に当たってのタイムスパン」という記載がございます。このスケジュールですけれども、広域調達につきましては2021年度からの開始を予定しているところでございますけれども、このスケジュールというところでいいますと、「2020年度目途」という表現にしております。

広域運用は2020年度から開始されるというようなこともございますので、現時点においては2020年度めどで需給調整市場が創設されるという表現にしております。

その上で、その下の「商品設計等」の部分でございますけれども、ここも一部意見募集を踏まえて追記した箇所がございます。

需給調整市場についてDRも参入しやすい形にしてほしいという意見が多数ございましたので、従来型電源とDRがイコールフットイングとなることも配慮しながらこの商品区分をつくっていくという趣旨を明確化しております。

それから、次の102ページでございます。

ここで商品区分について資料を掲載しております。これは中間論点整理のときの図とは差しかえておきまして、広域機関における最新の検討状況を反映しております。

ただ、広域機関におきましても、現在、意見募集を行った結果を分析中でありまして、広域機関の議論によっては、今後こうした商品区分も変更される可能性がございます。

107ページをごらんいただければと思います。

色の区分が青になっていて、整理学からしてちょっとおかしいところもあるかもしれませんが、本作業部会におきまして、一般送配電事業者・中部電力からご説明があったとおり、調達システムは東京電力、中部電力が、運用システムは中部電力、関西電力が担当して開発していくという直近の状況をこの中間とりまとめに反映しております。

それから、次の108ページをごらんいただければと思います。

これは既に議論した内容でございますけれども、この下のところで、広域調達につきましては、

2021年度の運用開始を目指して準備を進めることが適当であるとしております。

その上で、110ページをごらんいただければと思います。

広域運用につきましては、本作業部会で3月に議論した際には、広域調達システムと広域運用システムの開発時期を切り離すことができるかどうか広域機関において検討し、その結果、技術的に可能であれば、広域運用を先行して2020年度から実施することととしてしております。

広域機関において検討いただきまして、この切り離しは可能だと確認がとれましたので、広域運用につきましては「2020年度から実施すること」と書き込んでおります。

114ページをごらんいただければと思います。

これも議論いただいた内容でございますけれども、「調整力公募の継続」という箇所では、2020年度については現在の調整力公募を継続するとしております。

121ページをごらんいただければと思います。

需給調整市場でございますけれども、広域調達が段階的に進んでいくといった事情もございまして、経過期間中の需給調整市場のあり方について、現在、広域機関において検討いただいているところでございます。

この121ページの一番下のところにもありますけれども、例えば、必要な調整力の調達量等につきましては、現在、広域機関において検討していただいているところでございます。こういう状況も書き込んでおります。

次、124ページをごらんいただければと思います。

需給調整市場についての「今後について」ということで書いております。

需給調整市場の今後でございますけれども、まず、これは中間整理の段階からそうでございますけれども、「本格的な広域調達・運用を行う時期につきまして、可能な限り早期に実現するため、中給システム等のシステム改修との関係も含め、検討を行う必要がある」としてしております。

また、ゲートクローズ後の電源の余力を広く活用する市場の仕組みについて検討を行うとしております。

共通プラットフォームの開発体制やシステム仕様の論点につきましては、需給調整市場検討小委員会において引き続き審議を行うとしております。

特に、「電源の余力活用の仕組み等の重要な事項につきましては、必要に応じて本作業部会において審議を行う」としてしております。

最後に、一次・二次調整力の広域調達・広域運用につきましては、現時点では「今後検討」となっておりますけれども、「再生可能エネルギーの導入との関係にも留意しながら、引き続き検討していく」としてしております。

続きまして、128ページをごらんいただければと思います。

これは「その他」とありますけれども、昨年7月の第一次中間論点整理の内容を主に反映しております。

131ページをごらんいただければと思います。

既存契約の見直しガイドラインについても、ここで書いております。

ベースロード市場につきましては、ベースロード市場の側の検討が進んでおりますので、この議論の内容を一部反映して表現を適正化しております。

1点だけ、これは表現を明確化したというものでございますけれども、この中ほどに、「開設までに」というところが黄色になっておりますけれども、既存契約の見直しについては、「ベースロード市場の開設までに契約見直しを実施する」ということで表現を明確化しております。

133ページに、容量市場についての既存契約見直しガイドラインに関する記述がございますが、これは前回、本作業部会でもご議論いただいたとおり、この議論の内容を踏まえて精査を行いまして、成案を得られれば、このガイドラインとして統合するとしております。引き続き、容量市場に係る既存契約見直しガイドラインについては検討を行っていきたいと考えております。

最後、136ページでございます。

「今後の検討の進め方」ということで、中間とりまとめ全体のまとめというところを書いてございますけれども、本中間とりまとめにつきまして、広く一般の意見を求める、パブリックコメントを行った上で、各市場について、さらに詳細制度設計を進めていくとしております。

各市場の詳細制度設計の検討に当たっては、資源エネルギー庁、監視等委員会、広域機関、JEPXなど、各市場に係る関係機関が連携の上、検討を進めるとしております。

「各市場の検討において、重要な追加論点が明らかになった場合や、複数の市場に係る論点が明らかになった場合などは、必要に応じ、本作業部会において検討を行うこととする」としてしております。

以上が中間とりまとめ（案）の説明になります。

資料4-2と4-3がございますけれども、資料4-2は既存契約の見直し指針に関しまして、先ほど若干ご説明しましたけれども、ベースロード市場に関する記述を変更しておりますので、それを直しております。

それから、資料4-3でございますが、これは中間とりまとめにつきまして、年末の中間整理のときも概要資料をつくってございましたけれども、同様に概要資料をつくったものでございます。

資料の説明は、以上になります。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまから皆様のほうからご質問、ご意見をいただければというふうに思います。

それでは、よろしく願いいたします。

では、新川さんのほうからお願いいたします。

○新川オブザーバー

当委員会は委員会組織でございますので、あくまで事務局としての発言であるということ留保しつつ発言をさせていただきます。

今般、これまでの制度検討作業部会の議論を中間とりまとめとしてまとめるものと理解しております。委員会の事務局としても監視等委員会に期待されている事柄については、その役割を果たしていきたいと考えております。

内容については、これまで議論されてきたものが取りまとめられていると理解しておりますが、1点、73ページの容量市場の市場投入に伴うリクワイアメントにつきましては、「需給ひっ迫のおそれがあるとき」という記述になっておりますが、その定義によっては、容量市場の設立目的の一つである卸電力市場の安定化への効果は大きく変わるものと理解しています。

広域機関で需給逼迫のおそれがあるときの議論がなされるという記述になっていると理解しておりますが、市場投入のリクワイアメントについては、これまで本作業部会では余り議論されていません。できるだけ広くとることで卸電力市場の安定化への効果が広がるものと理解していますし、おそれはいつもあるという考え方もあるでしょうし、必ずしも需給逼迫のおそれがあるときのみこだわることではなくて、平時も対象とするということも含めて、しっかりと議論をしていただければありがたいと思っています。

また、発電機によっては、一日前市場では起動が間に合わず、既に投入できない電源というものもあることも考えられるところ、先渡し市場、一日前市場、時間前市場、需給調整市場にどう投入すればリクワイアメントを満たしたことになるのか、さらに、小売事業者との既存の相対契約の関係をどう考えればよいのかといったことについてもよく検討すべきだろうと思っています。

当委員会事務局としても、その検討に積極的に貢献したいと考えています。

よろしく願いいたします。

○横山座長

どうもありがとうございました。

ほかにかがでしょうか。

松村委員からお願いいたします。

○松村委員

まず、前回もずっとこだわっていた33ページ、あるいは32ページのあたり、ベースロード市場の監視のところです。

とりあえず前回の議論に沿って、個別の価格については監視等委員会で監視し、小売の平均価格から見えるところをエネ庁で見るという仕切り。不満ですが、1つの仕切りとして、とりあえず受け入れます。

しかし、この小売価格全体を見るということに関しては、前回も私以外の方々からも、オブザーバーの方々からも懸念があったと思うのですけれども、念のために発言させていただきます。

私、ずっと個別の小売価格を見たときに、小売価格から託送料金を引いた値を、ベースロード電源市場の入札価格を超えるのはおかしいと指摘してきた。それは不当廉売していないことを前提とすれば全然説明がつかないから。小売のコストがゼロで、小売の利益がゼロであったとしても、全く説明のつかない水準になる。だから、そんなことぐらいはチェックすべきだとずっと発言していたわけですが、この価格が仮に小売平均になったとすると、そんな緩い基準で見られたら困ります。

実際資料にはそうなっていると思うので一応安心はしていますが、小売部門にもサンクコストがあるのかもしれない。そうすると、そのサンクコストをどの需要家から回収するかは、ある程度小売りの裁量があるかもしれない。したがって、小売のコストは引かなかった。しかし参照とする小売価格が小売全体だったとすると、小売のコストを回収しないなんてことはあり得ないので、当然財務諸表とかで出てくる、あるいは料金審査とかで出てくる小売のコストは、当然平均小売価格から引いてもらわないと困る。

だから、ずっと発言していたような緩いものではなく、平均価格ということであれば当然に小売りコストも考えなければいけない。

それから小売の平均だとすると、何の平均をとるのかにもよりますが、基本的に負荷パターンのよい需要家だけでなく負荷パターンの悪い需要家も入ることになる。ベースロードのところの供給だけで供給できるような需要家ではなくて、当然ピークに合わせたところではベースロード以外のところから調達してきてというコストが上乗せされて、それで販売価格が決まっているはず。

そうすると、販売価格から引くものは託送料金だけでは足りなくて、負荷パターンが悪いのなら、例えば昼間出っ張っている部分とかであれば、そのコストの部分も当然引かなければいけない。そのコストの推計で一番透明なのはJEPXの価格。

もちろん平均価格じゃなくて、それぞれの負荷パターン、出っ張ったところのコストに対応するJEPX価格を持ってくる。

実際の発電コストがそれよりも低いということはあるんじゃないかという安直な批判をする人は、ちょっと考えてください。それは発電部門としては、当然機会費用としてはJEPXに売るということも可能だった。そういう変な理屈というのを言うてくる人もいますが、そういうのはちゃんと理屈に合った形でJEPXの価格なりをちゃんと利用して、それでリーズナブルな卸価格になっているのかどうかをチェックしていただきたい。

個々の価格を見るのであれば考慮する必要のなかったものもきちんと考慮した上で、それで入札価格が説明できる水準になっているのかどうかをきちんと見ていただきたい。

今言ったかなりの部分は、客観的な市場の指標と、それから料金審査などで出てきた原価を使ってかなりの程度推計できるはず。極端なことを言えば、事前にだつてできるはず。事前にやつて明らかにおかしいという価格にならないように、あらかじめきちんと見ておくということにだつてできると思います。

小売の平均価格を使うという、ある意味で相当安直なことをやるのであれば、この程度のことはきちんとやった上で監視しないと、ほとんど無意味なものになってしまう。負荷パターンの悪いものだったら価格高くても当然なので。

そういう無意味な監視ではなく、ちゃんとベースロード市場が機能するようにきちんと監視をしていただきたい。その上で、監視等委員会で個別の価格を使って監視していただきたい。

それから次に、監視等委員会のほうできちんと見るということに関して、この委員会のマターではない、もうお任せすると言ったわけだから、それについて何か注文をつけるというのはミッションを超えたことを言うようでとても申しわけないのですが、ただ私はちょっと恐れていることがあります。やり方一つ間違えると、個々の価格を見て、こう計算していくと。そうすると、極端に低いところ、取り戻し営業のようなところで出てくる極端に低いところというのが1つのターゲットになるのだと思うのですが、そういうのを見たときに、この価格の水準では説明がつかないから小売価格を上げよ、という格好で出てきたとすると、本当に消費者の利益になるのか。

でも、このロジックからすると、不当な価格差別というロジックからすると、そうなるでしょう。そうすると、旧一般電気事業者がもしこう反応したとしたら、いや、私たちは不当な価格だと思っていないのだけれども、監視等委員会が面倒なことを言うので小売価格を上げました、などという口実に使われて、取り戻し営業の翌年には、もういきなり価格を上げることに使われたらかなわない。

そうではなく、ここの文脈で出てきたものはベースロード電源市場で出てきた、この入札価格が本当に適正なのかという観点からこういう議論が出てきたということ。入札価格は当然適正で、消費者価格が低過ぎるのだから上げろというようなことを言ったとすれば、ひょっとしたら新電

力にとってもウエルカムなのかもしれないのですけれども、それを狙ってこういう監視をお願いしますと、この委員会から監視等委員会に頼んだのではなく、あくまでベースロード電源市場の入札価格が高過ぎないかという懸念からこういうことをお願いしているということは、決して忘れないようにお願いします。

次に87ページ、注123のところ、老朽化した火力というのは安直に廃止しないように強い監視が必要だというような意見もあったけれども、一方でオブザーバーのほうでは、そういうような手足を縛られるのはかなわないという意見もあった。

「意見もあった」とこの手の報告書の注で書くのは、委員の意見のときには、私の理解する霞ヶ関用語では、そういうわけのわからないことを言ったはね返りの委員もいたけれども、その人が不満に思うかもしれないから注で「そういう意見もあった」と書き込んでおく。実際には採用しなかったが、ガス抜きのために書く。

採用されなかったのは事実なので、それはそれでいいのですけれども、私はもう繰り返し、この文脈だけじゃなく、もうずっと老朽化した火力をリプレースしてくれるのは歓迎だが、安直に廃止してもいいのかという懸念を、いろんな文脈でずっと言い続けている。

しかも、それを自由にさせてくれというのは、いろんな意味で総括原価と地域独占に守られていた時代の権益を、例えば連系線利用の経過措置では10年などという長期にわたって既得権益を守り切り、今回の容量市場では経過措置をある意味でミニマムな水準に抑え込んで、それで消費者の負担で巨大な濡れ手に粟の利益を得る事業者が言っていることだということは、もう一回考える必要がある。そんなことは起こってほしくないのだけれども、将来もし安直に老朽化火力を畳まなければ、こんな危機的な状況にはならなかったのに、こんな危機的な状況が起こったなどということが起こったとすれば、最初に非難されるのは当然安直に畳んだ事業者ということになるのかもしれないのだけれども、いろんな審議会でそういう懸念が繰り返し出ているのにもかかわらず、足を引っ張る発言をずっと続けて結局採用されなかった、そんな委員会の委員も当然に責任を負うことになる。

そんなことは決して起こってほしくないけれども、もし本当に起こったら事業者をまず非難することになると思いますが、当然委員も非難することになる。それは、それまでにどういう発言をしてきたのか、それとどうインCONSISTENTなのかということが発言することになると思います。

自分たちの立場を守る発言を一生懸命してくれた委員の顔を潰さないように、旧一般電気事業者は安直に火力発電所を畳むという意味決定をするときには、ぜひその人たちの顔をもう一回思い浮かべて、本当にやってもいいのかどうかをもう一回考えた上で、慎重に判断していただき

い。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、次はいかがでしょうか。

では、菅野さんお願いします。

○菅野オブザーバー

今回のとりまとめの中で既存契約の見直しについて整理していただき、ありがとうございます。色々な既存契約を持っている当事者として、この整理を踏まえて、これから既存契約の見直しに取り組んでまいりたい。

この中間とりまとめの全体に関わる話として今後のお願いがございます。今週は、エネルギー基本計画や、再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会の取りまとめも行われた。制度検討作業部会で議論された各市場の詳細をこれから詰めていただいて、私ども事業者として各市場にどう参加していくか今後判断していくわけですが、その際に、典型的には今日の最初の議題にあったバイオマス混焼に係る容量市場とFIT制度の問題が1つの例ですが、他にも非常に大きな問題としては、例えばコネク&マネージの中のノンファーム接続のルールがどうなるのかということ等、各市場制度の詳細検討の外で議論される事項があり、その内容によっては、この一つ一つの市場に参加する事業者の判断に非常に大きな影響があります。このような市場検討の外でまた別途の検討が行われている事項については、電力システム改革が目指していた目的に立ち返り、全体のバランスと全体の整合という観点から電力・ガス事業部の方で今後ともよく見ていただけますようお願いいたします。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、波多野さんのほうからお願いいたします。

○波多野代理（柳生田オブザーバー）

ありがとうございます。本日は柳生田が所用により欠席させていただくことになりまして、誠に申し訳ございません。

まず、今回の中間とりまとめ作成において、皆様のご尽力に、柳生田に代わりまして、深く御礼申し上げます。

柳生田より本取りまとめについての意見を預かっておりますので、僭越ながら私より、述べさせていただきます。

ベースロード市場については、新電力のベースロード電源へのアクセスにより、現状の卸電力市場の価格を下回る価格で電力が取引されることで、小売競争の活性化が実現することに大きな期待を寄せております。

その上で何点か質問と意見を述べさせていただきます。

まずご質問なのですけれども、資料の30ページの供出価格について、供出上限価格の内数として「②石炭等の燃料費調達費用」が含まれており、脚注の24にも「資源価格の変動等を加味した価格を反映することとなると考えられる」との記載がございますが、ベースロード市場の約定価格には燃料費調整がないことから、前提となる燃料価格や為替レートの想定、すなわち燃調リスクの見方次第で供出価格が上振れすることが懸念されております。

現行の特定小売供給約款料金算定規則第43条に準じて費用算出が行われるという前提に基づけば、燃料価格の参照期間は直近3カ月との理解でよろしいのか、確認させていただければと存じます。

また、供出価格は、非稼働電源に係る費用が織り込まれることも考えると、現実的に約定が難しい価格付けになってしまうのではと私どもは懸念いたしております。

つきましては、供出価格についても、そもそもの趣旨である高負荷需要家に対しても活用できるような価格設定となることを、先ほどもお話がございましたが、事後的な監視だけでなく、何らかの方法で事前に確認いただくことを検討していただきたいと考えております。

続きまして、33ページの常時バックアップの取り扱いについては、今後基本政策小委員会等においてご議論されるものと認識いたしておりますが、大手電力会社と新電力の相対交渉において、既存の常時バックアップの価格が一種の基準値として捉えられていることにより、自由な相対交渉の実現が難しくなっている一面もあるのではないかと考えております。

常時バックアップについては、ベースロード市場と併存するのではなく、既に役割を果たしたものとして縮小、もしくは廃止に向けてさらなる検討を深めていただきたいと考えております。

もう一点、価格設定に際して、大手電力会社がベースロード電源としてご活用されている公営の水力発電所などの公営電源につきましても、切り出しの対象とすることもご検討いただきたく考えております。本市場では、自社及び自社と関係が深い事業者の電源が切り出し対象となっておりますが、従来からの長期契約により大手電力会社へ供給されている公営電源についてもベースロード市場の対象とすることは、競争促進の観点からも妥当ではないかと考えております。

続きまして、容量市場につきましては、今後のリクワイアメント等の詳細設計において、ペナルティの適用条件、例えば大規模な自然災害のような具体的な事象など、事前に詳細を決定しておくことで、事象発生後のスムーズな運用が図れるよう検討を深めていただきたいと考えており

ます。

最後に、ベースロード市場、容量市場に共通する論点として、監視のあり方について意見を述べさせていただきます。

ベースロード市場については、32ページ記載の監視のあり方として、市場への供出価格がグループ内の小売事業に対するベースロード電源の卸供給価格と比べて不当に高い水準にならないよう監視することとなっております。

一方、これらが満たされる場合でも、そのほかの費目や支払い方法により実質的にグループ内の小売事業者に対して安い価格で電力供給できることとなれば、監視が形骸化する可能性もあると考えております。

つきましては、そのようなことはないと思うのですが、グループ内取引の内容の確認や部門ごとの収支を公表するなど、収益の付け替えがなされていないことを確認するためのチェック体制を整えることが重要であると考えております。

容量市場につきましては、95ページに記載されておりますとおり、市場支配力行使を防止することは公平な競争の観点から重要なものであると考えております。

支配的地位に基づく不適切な価格での入札への対応策のご検討をお願いするとともに、制度導入後の適切かつ柔軟な見直しの実施をお願いいたします。

以上、ご説明が長くなり大変失礼いたしました。ご清聴ありがとうございました。

○横山座長

どうもありがとうございました。

ご質問もありました。ご質問には後でまとめてお答えいただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、内藤さんのほうからお願いいたします。

○内藤オブザーバー

ありがとうございます。今回、多岐にわたります論点をおまとめいただきまして、ありがとうございます。

菅野オブザーバーからもございましたけれども、繰り返しお願いしてまいりましたように、今後も制度間や他の政策との整合性を常にチェックしていただきまして、必要があれば見直すことも含めてご検討いただければと思っております。

1点のみ、ベースロード市場についてコメントをさせていただきます。

前回この場で、ベースロード市場で購入してもらえなければ意味がないというようなことを申し上げました。制度の大枠が決まりましたので、私どもの社内でも来年夏の入札に向けて検討を

始めたところでございます。

供出価格につきましては、皆様のご期待やご懸念を踏まえ、また固定費の回収も意識しながら、上限価格の範囲内でどういう値づけができるのかを十分考えてまいりたいと思います。

まだまだ手探りの段階でございますので、どういうふうな形がとれるのかというのは現時点では見えてございませんけれども、監視につきまして、ベースロード市場の監視で得られた価格情報で卸価格や小売価格を監視していくということを事細かに決めるのは少し行き過ぎではないのかなと考えている次第でございます。

また、不当廉売の問題につきましては、小売の監視でチェックしていただくのかなと思っております。卸と小売の整合まで確認する必要はないのではないかと我々は考えてございます。

先生方からいただいておりますご指摘の趣旨は理解しているつもりでございますので、今後できるだけ監視のお手間をかけずに済むように取り組んでまいりたいと思います。引き続きよろしくお願いいたします。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、大橋委員お願いいたします。

○大橋委員

先ほどのコメントにかかわる部分ですけれども、監視ですけれども、前回に武田先生がおっしゃったプライススキーズ的な行為に関して、支配的事業者に対して卸価格と小売価格とが逆転するようなものについて、どう考えるのかと。

本件は、通信における接続料金と比べると、卸価格というのは必ずしも規制で監視されている料金というわけではなくて民衆の部分が一部含まれているので、その部分の価格の評価というものをごどう考えるのかというのは、プライススキーズ的な行為を監視するというふうなことでいうと、ちょっと考える必要があるのかなと思います。

何を言っているかという、事後的についた価格をもってその正当性を評価できるのかというのがあるのかなと思います。つまり、一定程度顧客のために事前にそのボリュームを確保したいということがあったときに、その確保のために、ある程度のプレミアムを払っても、ある程度の年限の期間、そのボリュームを確保するために払っているというふうなりリスクプレミアムの払い方というのは多分民衆の行為でもあり得ると思うのです。そういうふうなものも多分評価する価格の軸に入ってくるのだと思うのですが、だから必ずしも卸価格が比較をする上で全てだとも思わないし、ちょっとこのあたりというのは事業者がどう合理的にご説明されるのかというところが極めて重要だと思いますけれども、こうした交渉・取引が合理的に価格づけされているのだと

いうところをきちっと判断するということが重要なのかなというふうに思います。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、竹廣さんお願いいたします。

○竹廣オブザーバー

ありがとうございます。

まずは、おまとめをいただきましてありがとうございます。

先ほど来、少し価格、特にベースロード市場の価格の監視のところへご意見が出ましたので、関連して発言させていただきたいと思います。

今我々にとって、競争環境で一番ネックになっているのが電源の調達のところにおけるイコルフットイングというところだと認識をしています。

ベースロード市場の価格の監視で、ぜひ旧一般電気事業者さんが長期で相対で、特に内部取引で契約をされているものを取り上げて、ぜひこの中身を綿密に見ていただきたいと思っています。

その価格構造を分析してベースロード電源相当分を評価して見ていただくことでいろんなことが明らかになるのではと考えています。

申し上げたイコルフットイングの観点から、こういった長期で安価で取引されている部分が競争力の源泉に恐らくなれていると思っていますので、ここについての分析を監視にぜひ取り入れていただきたいと思います。

そこでもう少し申し上げますと、このベースロード市場が創設されてから監視で評価をすることになりますと、恐らく評価にも一、二年かかってしまうかと思っていますので、ぜひベースロード市場創設前に今申し上げたようなところのご準備をいただきまして、市場創設後の実際に供出された価格がそういう価格と照らし合わせてどうかといったことで監視を進めていただければ幸いに思います。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

では、棚澤さんのほうからお願いいたします。

○棚澤オブザーバー

ありがとうございます。

まずは、このような中間とりまとめを行っていただいたことにつきまして、心から感謝を申し上げます。その中で私どもが感じている課題が数点ございますので、それについてコメントを申

申し上げます。

まず1点目は、電源確保に関する環境整備についてです。資料の87ページにあります需給逼迫に関する問題が顕在化してきている中で、88ページにあります「電源確保に関する環境整備」を進めていくことは、とても重要なことだと認識しております。

資料の中でご提案いただきましたマッチングという考え方は、もちろん必要であると認識しております。

更に、新設の電源開発を計画している事業者の立場から申し上げますと、これに加えて、66ページにあります複数年オプションの設定や、電源を接続するための系統アクセス業務の透明化についても、実務上とても重要になると思っております。

こういった点も視野に入れながら、関係各所における検討を引き続きお願いしたいと思っております。

2点目は、監視についてです。幾つかの市場が今後立ち上がっていく中で、その実効性を確認する手段として、監視はとても重要なものだと認識しております。

市場創設後にその実効性を確認する具体的な監視の方法等については、今後より詳細な検討が進められていくものと理解しております。監視等委員会様を始めとした関係機関が連携の上で、詳細な検討を加速していただきたいと思っております。

最後に1点申し上げます。今後、各市場の詳細制度設計の検討を進めていくに当たっては、この作業部会が中心的な役割を果たし、同時並行的に検討が進んでいる関連する各制度についても、節目々々で横串を通していくということがとても大切になると思っております。

関連する各制度が整合的なものとなるよう、今後も適切に内容を確認しながら進めていただきたいと考えております。引き続きよろしくお願いたします。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、阪本さん、よろしくお願いたします。

○阪本オブザーバー

ありがとうございます。

新電力の立場から、一部繰り返しにもなりますけれども、ベースロード市場への供出価格の監視についてでございます。

注釈の30です。33ページのところに記載されている、こちらの大枠のスキームに関しまして、我々として特段異議はございません。

ただ、実際に個別具体的に監視等委員会において、どうのご判断をされるのかというところは、先ほど松村先生から具体的なお考えというもお示しいただきましたけれども、実際どういったところで監視等委員会がご判断されるのかというようなことに関しましては、こちら、竹廣オブザーバーからもございましたけれども、あらかじめ判断基準というか、どうのご判断で監視等委員会が判断されるのかということに関してはお示しいただきたいと。

また、その判断基準に関して、我々新電力としてパブコメなりという形で意見を申し上げる機会というのは、ぜひ頂戴したいと。

その1点だけを切にお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

廣瀬委員、お願いいたします。

○廣瀬委員

ご説明ありがとうございました。

また、この「中間取りまとめ」、大変な労力だったと思いますが、このようにまとめてくださりまして、ありがとうございました。

1点だけ、私もこのベースロード市場の監視のところに関して申し上げます。これまでにも各委員、オブザーバーの皆様からご発言があったように、これは大変重要なポイントかと思えます。

私が申し上げたいのは、33ページの注30の部分に関してで、この部分は、記載として非常にバランスのとれた書き方をしてくださっていると思います。

鍋島室長が読み上げられたところの繰り返しになってしまいますけれども、「個別の小売価格は、個々の顧客との個別の交渉等に応じて設定されるものであるため、固定費を含む卸売価格と、本来的に、必ずしも一致しないものと考えられる。」、これはまさにそのとおりだと思います。今までの議論で指摘されていない点ですが、ポジションとしては余り大きくないのかもしれませんが、33ページの図で言いますと、外部調達、D円で卸売価格が表示されている部分です。旧一般電気事業者のほうは動いていない原子力発電の固定費も含めた卸売価格ということになりますが、外部調達であれば、卸売専業で非常に効率のいい石炭火力発電所をお持ちのところもあるわけですから、これを混ぜますと、旧一般電気事業者自身の価格B円と違う水準になる可能性がある。従いまして、ここの注に記載のとおり、「本来的に、必ずしも一致しないもの」という記載は、これはこれで正しいと思います。

そのような指摘の一方で、その後に「小売市場における競争の状況等によっては、卸売価格、小売価格の適切さは、両者を一体として見て判断すべき場合もあり得る」ということで、この2つが両方とも書かれているということで、バランスのとれた内容になっていると思います。

また、本文のほうにも、同じページの一番上に「適正な価格による供出がなされていないといった不適切な行動が見られる場合には、更なる規制の強化を含めた見直しを行う」ということになっておりますので、これまでのこの場での議論の内容を踏まえた対応となっていると拝見しました。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、小宮山委員お願いいたします。

○小宮山委員

お取りまとめ、まことにありがとうございました。室長並びに事務局の方々に非常に多岐にわたる内容を非常にわかりやすくおまとめいただいたことに深く感謝を申し上げたいと思います。

私としては、中間とりまとめ（案）に関して内容に異存のあるところは特にございません。

それで、コメントといたしましては、複数市場があるわけでございますけれども、恐らくその市場間で、幾つかの検討項目に関しましては、お互いに影響し合うところがあると思います。例えば、電力系統のセキュリティとか、アデカシーの確保のあり方に関しましては、もう既に広域機関様のほうでご検討いただいている需給調整市場と容量市場で恐らく影響し合う部分がセキュリティ、アデカシーの確保の面であるかと思っておりますので、今後いずれも詳細検討が進められると中間とりまとめ（案）にも書いてございますので、そうした市場が全体として実効的に機能することを目指して、引き続きご検討いただければと思っております。

私のほうからは、以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、ほかにかかがでしょうか。

それでは、鍋田さんのほうからお願いいたします。

○鍋田オブザーバー

皆さんからも出ておりますけれども、本当に多岐にわたる論点、ここまで取りまとめていただきまして、まことにありがとうございます。

私のほうから1点だけ申し上げます。何度も申し上げてきましたし、これからもまだ検討は進

んでまいりますけれども、キロワット、それからキロワットアワー、デルタキロワットというものが各市場で適正に評価されて、しっかりと電源維持ができ、また皆さんがおっしゃられるとおり、各市場間の整合性というものが大事だと思っています。

136ページ、「今後の進め方」というところで、複数の市場に関係する論点が明らかになったらまた検討するということが、しっかりと書いてくださってございます。各市場の検討をする上で、必ず他の市場への影響というものを頭の中に置いた上で検討を進めていくことがとても大事かと思っておりますし、私たちも一緒に考えてまいりたいと思います。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

では、山田さんのほうからお願いいたします。

○山田オブザーバー

ありがとうございます。私のほうからも前回の中間とりまとめ、第2次以降の議論を反映していただきまして、このようにまとめていただきまして、まずは感謝を申し上げたいと思います。その上で、一般送配電の立場といたしまして、若干コメントを申し上げさせていただきたいと思っています。前回一前回というか、←削除以前の間接論点整理の際にも申し上げさせていただいているところではございますけれども、特に需給調整市場の制度設計におきましては、一般送配電事業者が実需給断面で必要な調整力を市場から確実に確保いたしまして運用できることが重要ということに考えてございますので、繰り返しになりますが、今回整理いただいた詳細設計の方向性というところでの異存はないところというふうに考えさせていただいております。また、需給調整市場につきましては、電力の安定供給を維持する上で非常に重要なものと考えてございますので、今後の検討におきましても実運用を十分考慮していただきたいというふうに考えてございますし、先ほど102ページ目あたりでDR等の要件等の検討ということも、参入障壁にならないよう考慮しながら検討していくという旨で記載いただいておりますので、その辺も含めまして、我々も引き続き検討に協力をさせていただきたいというふうに考えてございます。また、今回の市場の運営主体、あるいは広域需給調整の実施主体ということで、私ども一般送配電事業者ということで、調達、運用の両方のシステムにつきまして、現在システム仕様、それから業務運用のフローですとか、さらに各社の中給のシステムの改修内容というものを詳細に検討させていただいているところでございます。というところございまして、←削除 今後も引き続き広域機関とも連携しながら、しっかりと検討してまいりたいと思いますし、先ほどほかの委員

さんからもご発言ございましたとおり、容量市場ですとか、需給調整市場の関連、その辺を我々はしっかり考慮しながら安定運用の確保の継続ということに努めてまいりたいと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、又吉委員お願ひいたします。

○又吉委員

ありがとうございます。

中間とりまとめを整理していただき、ありがとうございました。

内容につきまして、私も特に異論はございません。

2点コメントというか、感想だけ述べさせていただきたいと思ひます。

1点目は、資本市場の観点からは、市場参加企業による投資インセンティブを過度にそがない制度設計の構築が必要であると考えております。今回の中間とりまとめの中で、供給力確保の必要性などに言及していただいている点が重要であるのではないかというふうに考えています。

2点目は、今回の議論を通じまして、消費者にとって望ましいエネルギーサービスとは何かという視点に立ち返る必要性がすごく重要だというふうに感じました。

実際に市場原理導入と急激なエネルギーミックスの変化などを同時並行的に経験しているドイツの事例などを見て、最終消費者が電気料金の高騰に直面するといったような事態も生じているかと思ひます。

そういう意味では、今後の詳細設計に係る継続議論の中では、エネルギーサービスの質、価格の持続可能性をいかに担保していくかという点について留意していただくことが大事なのかなというふうに感じました。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

では、ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ちょっとご質問もいただいておりますので、鍋島さんのほうから、事務局のほうからお願ひいたします。

○鍋島電力供給室長

ありがとうございます。

最初に波多野オブザーバーからご質問をいただきましたベースロード市場に係る上限価格の算定において、燃料費用をどう扱うかという点でございますけれども、こちらにつきましては、ベースロード電源市場というものが1年間固定の価格であるということを踏まえますと、燃料価格につきましても、受け渡し期間の1年間の価格を想定した上で設定するということになるのだろうと考えております。

その際の監視の方法につきましては、これは監視等委員会と相談していく、連携していくということになりますし、事前の確認及び事後的なチェック、この両方が組み合わさって監視をしていくということになるのではないかと考えております。

それから、監視委員の新川オブザーバーからご指摘いただきました容量市場のリクワイアメントにつきましては、今後広域機関で検討していくということになりますので、監視等委員会とも連携しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

それから、たくさんご意見をいただきましたベースロード市場の監視でございますけれども、こちらにつきましても監視等委員会と連携して検討していくことにしたいと思っております。

この点で、内藤オブザーバーのほうからは、ベースロード市場の供出価格の監視から得られた情報を小売価格の監視だとか、そういうものを使うということについて若干コメントがございましたけれども、制度の趣旨といたしまして、電源調達環境のイコールフットィングを図るといような趣旨を踏まえますと、いろんな観点から監視をしていくということが大事だと思っておりますので、監視等委員会の今後行われる個別の小売価格と供出価格の関係の議論であるとか、そういうものにも一体となって議論をし、監視をしていくといようなことになっていくのではないかとと思っております。

また技術的にも、監視等委員会の中のことでありますので、何かの情報を、ある監視に使って、どの監視に使わないということでは本来ないと思っておりますので、それはいろんな観点でこの監視をしていくのだろうと考えております。

いずれにしても、詳細は監視等委員会とよく相談しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

そのほか、全体を通しまして、この中間とりまとめ（案）につきまして何かご意見ございましたらどうか。

特にないようでしたら、この中間とりまとめ（案）につきましては、私の理解といた

しましては、内容の修正に関しましては特段ご意見がなかったというふうに理解をしております。

したがって、この中間とりまとめ（案）につきましては、パブリックコメントにかけて広く意見募集を行わせていただきたいということにさせていただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

その他ご意見がないようでしたら、本日の議論はここまでとしたいと思います。

昨年の末の中間論点整理から、もう5カ月をたちまして、6回にわたりまして皆さんに長い間、活発にご議論をしていただきまして本当にありがとうございました。

ここで中間論点整理ができたということでございますが、また先ほどご意見がありましたように、今後の検討の進め方にもありますように、重要な追加論点が明らかになった場合や複数の市場に関係する論点が明らかになった場合などには、また本作業部会を開いて検討するという事になっておりますので、また引き続きご議論に参加していただくことになろうかというふうに思っておりますが、今後ともまたよろしくお願いをしたいということでございます。

本当に長い間、どうもありがとうございました。お礼を申し上げたいと思っております。

事務局から今後の日程等、何かございましたらお願いしたいと思います。

○鍋島電力供給室長

この中間とりまとめにつきましては、パブリックコメントにかけたいと思っております。

その次の本作業部会の開催につきましては、また日程等詳細決まり次第、お知らせしたいと考えております。

○横山座長

それでは、本日、23回になりますが、制度検討作業部会をこれにて閉会とします。どうもありがとうございました。

午後5時19分 閉会